

## 令和6年度委託に関する個別労務報酬下限額の設定の調整経過について

業務内容	担当課 (担当者)	調整結果	事務局案
公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	公園緑地課	・来年度以降について、いくらまでなら対応できるかの具体的な金額明示は控えさせて頂きたい。 ただし、東京都の最低賃金、労務環境、経済情勢から決定をお願い致します。	現在の労務報酬下限額¥1,109(1,113)円から <u>51(47)円</u> 引き上げて <u>¥1,160円</u> とする。
街路樹維持管理 (街路樹等の補助作業員除く)	道路交通課	・特に意見はありませんでした。	現在の労務報酬下限額¥1,113円から <u>51円</u> 引き上げて <u>¥1,164円</u> とする。
下水管渠清掃清掃 (補助作業員除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	下水道課	・今年度から該当案件なし	現在の労務報酬下限額¥1,359円から <u>47円</u> 引き上げて <u>¥1,406円</u> とする。
可燃物等収集運搬業務	資源循環推進課	・(1)下限額については、現状維持が望ましい。 ・(2)下限額については、想定の範囲内なのである程度まで対応が可能である。	現在の労務報酬下限額¥1,114円から <u>52円</u> 引き上げて <u>¥1,166円</u> とする。
学校給食配送業務委託 学校給食配膳業務委託 学校給食センター調理等業務	学校給食センター	・配送業務委託 東京都の最低賃金が、2027年まで毎年41円アップしたとしても最低賃金を下回らない労務報酬になっている。強いて言えば令和6年度は1,200円が限界。	配送業務・調理等業務は¥1,121円から <u>39円</u> 引き上げて <u>¥1,160円</u> 配膳業務は¥1,109(1,113)円から <u>51(47)円</u> 引き上げて <u>¥1,160円</u> とする。

		<ul style="list-style-type: none"><li>・調理等業務委託 強いて言えば、来年度の東京都の最低賃金が1,154円になった場合、ここ数年並みの6円上乗せとなる1,160円が上限</li><li>・配膳業務委託 強いて言えば、来年度の東京都の最低賃金が1,154円になった場合、ここ数年並みの6円上乗せとなる1,160円が上限</li></ul>	
--	--	--	--